

横浜市医療機関オンライン化支援事業補助金申請Q&A（令和８年９月時点）

No.	種別	質問	回答
1	制度	診断書のオンライン登録の詳細を確認したい。	厚生労働省から示された各種資料を横浜市のホームページに掲載していますので御確認ください。 〈ホームページ〉 https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryohijosei/mansei/shitei/20251201.html
2	制度	院内システム改修を行わなかった場合、どのような影響があるのか。	診断書様式が改定された場合、旧様式の利用可能期間である１年間が経過した後は、院内システムの改修又はホームページ上で示される様式をダウンロードし、記載を行う等の対応が必要となります。
3	制度	パソコンの購入は必須か。 既にあるパソコンを使用することは可能か。	パソコンの購入は必須ではなく、既に院内にあるパソコンであっても接続要件を満たしていれば使用できます。接続要件を満たしていないパソコンや既存の業務との区別を行いたい場合は新しいパソコンの購入を検討してください。 接続要件はホームページに掲載されている以下の資料を御確認ください。 〈ホームページ〉 https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryohijosei/mansei/shitei/20251201.html ・該当資料 オンライン化対応に必要な事項（指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースに関する医療機関向け周知から一部抜粋）
4	交付申請	横浜市内の医療機関だが、横浜市と神奈川県両方に申請することはできるか。	横浜市と神奈川県両方に申請することはできません。横浜市内の医療機関は横浜市に申請をしてください。
6	交付申請	補助金交付決定通知書が届く前にパソコン等を購入してしまったが補助金の交付はされるか。	補助金交付決定の通知をした日以前に購入したパソコン等の経費については、補助金の交付対象外となります。
7	交付申請	令和８年度の申請に間に合わなかったが、来年もオンライン化補助金事業は実施されるか。	国の要綱に基づき実施している補助事業のため、来年度以降の予定は未定です。
8	交付申請	申請期限までに見積書が入手できない。	申請期限を過ぎた場合、令和８年度の申請はできません。
9	交付申請	申請期限を過ぎたが申請したい。	申請期限を過ぎた場合、令和８年度の申請はできません。

No.	種別	質問	回答
10	交付申請	経営母体は同じだが医療機関コードが異なる場合はそれぞれ申し込めるか。	医療機関コードが異なる場合は、それぞれ申請できます。
11	交付申請	インターネットに接続可能な既存のパソコンがあるが、端末要件において示される推奨メモリ・空き容量を満たさないため買い替える場合、補助対象となるか。	補助対象となります。
12	交付申請	インターネットに接続不可の既存のパソコンをインターネットに接続可能にするための費用は補助対象となるか。	補助対象となります。
13	指定医	所属する指定医の資格が切れてしまっているがどうすればよいか。	申請時点及び補助金の交付時点で指定医の資格を持つ医師がいることが申請の要件となります。申請前に指定医の申請を行ってください。申請の方法について以下をご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryohijosei/mansei/shitei/shitei.html
14	指定医	指定医はいないが補助金の交付申請は可能か。	医療機関に指定医が所属していない場合は申請できません。
15	パソコン	パソコンはリースでもいいか。	リースは補助の対象外になります。
16	パソコン	交付金で購入したパソコンが壊れてしまったため、新しいパソコンを購入したい。補助の対象になるか。	この補助金は1医療機関につき1回限りの交付となるため、補助の対象にはなりません。
17	変更申請	業務システム（院内システム）の改修で申請し、交付決定通知書を受理したが、パソコン等の購入費に変更したい。	交付決定通知書受理後に変更申請を行う場合は、横浜市小児慢性特定疾病担当（TEL：045-671-4405）にお問い合わせください。
18	実績報告	システム改修が終わらず、期限内に経費の支払いが完了しない。	期限内に実績報告の提出がないと補助金の交付はできません。必ず期限内に実績報告書等提出してください。 期限内に完了しないことが判明した場合は、補助金の交付はできません。 変更（中止）申請を行う場合は、横浜市小児慢性特定疾病担当（TEL：045-671-4405）にお問い合わせください。
19	実績報告	実績報告を忘れてしまった。実績報告がすぐに出せない。	期限内に実績報告の提出がないと補助金の交付はできません。必ず期限内に提出してください。
20	実績報告	実績報告に申請対象外の資料も付けてしまった。	対象となる経費のみで補助金額を算定し、確定通知を发出します。
21	実績報告	交付決定額と交付確定額が異なっているのはなぜか。	補助対象経費外のものが含まれていた場合は、補助の対象とならないことがあります。また、交付申請時点より低い金額で購入された場合は、実際に購入にかかった費用を算定対象とします。
22	支払	補助金はどのくらいの期間で支払われますか。	実績報告書の提出後、交付額確定通知書をお送りします。その後、請求書を提出してください。請求書を提出いただいてから、約1か月から2か月で指定の口座へお振込みします。なお、補助金のお振込みは通知いたしません。